

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

原告第11準備書面

（再審査手続の違法性と除名処分の違法・無効）

2025（令和7）年9月16日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

同 弁護士 佃 克彦

（連絡担当）同 弁護士 堀田 有大

本準備書面では、本件除名処分に係る再審査手続の違法性が本件除名処分の決定の違法・無効を導くことに関する主張を補充する。

なお、略称は従前の例に従う。

第1 再審査手続の違法性が除名処分の決定の違法・無効を導くこと

1 再審査手続が適法であることは除名処分の効力発生要件である

(1) 再審査請求書及びその要約書の提出

原告は、2023（令和5）年11月1日付けの「除名処分の再審査請求書第Ⅰ部」（甲36の1）及び同日付けの「除名処分の再審査請求書第Ⅱ部」（甲36の2）並びに同日付けの「除名処分の再審査請求にあたって」と題する書面（甲36の3）を被告に郵送による方法で提出し、併せて除名処分の再審査請求書の内容をA4用紙2枚（両面印刷の場合には1枚で読める）にまとめた再審査請求書の要約書（甲36の4）を同封し、これらの書面は遅くとも被告第29回党大会（2024（令和6）年1月15日～18日）が開催される前の時点である2023（令和5）年11月3日までに被告に到達した。また、原告は2024（令和6）年1月9日付けの「除名処分の再審査請求書第Ⅲ部」（甲36の5）及び同月11日付けの同「第Ⅳ部」（甲36の6）も郵送による方法で追加的に提出しており、「除名処分の再審査請求書第Ⅲ部」（甲36の5）が遅くとも同月11日までに、同「第Ⅳ部」も遅くとも被告第29回党大会開催前の同月13日までに被告に到達した。

(2) 被告自身があえて除名処分の再審査手続を設けているのであるから、その手続違反は除名処分の効力の有無に当然に考慮されるべきである

被告党員の除名は、最も重大な規律違反の処分であり（規約48条、49条）、また、「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなければならない。」（規約54条）とされ、「被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる。」（規約55条）とされている。そして、この再審査手続は、除名に際しての聴聞手続（規約54条）や事前の意見表明手続（規約55条）とともに、除名処分に係る適正手続を一体的に構成する規定である。

このように、被告があえて除名処分に係る適正手続を重視した規約を自

ら定め、除名処分の再審査手続の規定を設けていることからすれば、除名処分の効力の有無を判断するについては、その手続きの適法性（手続きの適正さ）を考慮に入れることも当然に前提としていると解される。

これを法的にいえば、再審査手続が適法であることが除名処分の効力発生要件となる、ということになる。

かくして、本件除名処分に係る再審査手続が違法であること（とりわけ重大な手続違反があること。このことについては原告第10準備書面等で既に述べた。）は、本件除名処分の決定の違法・無効を導くといえる。

（３）解雇権濫用法理（労働契約法１６条）との整合性

また、上記（２）の理解は、労働者の解雇の有効性について社会通念上の相当性（社会的相当性）が要求され（労働契約法１６条）、その中で解雇手続の適正さが考慮されることとも整合する。

一般的に、上記の社会的相当性の判断には解雇手続の履践の点が考慮される（水町勇一郎『詳解労働法第３版』（東京大学出版会、２０２３年）１００７頁、甲３７）、例えば、就業規則に解雇協議条項の手続規定がある場合には、使用者がそのような内容の労働契約に基づき同手続を適法に履践しなければ社会的相当性を欠くことになりうることから、同手続を経ない解雇は解雇権の濫用として違法・無効となりうる。

同様に、被告党員の除名処分についても、規約の手続規定（再審査手続の規定）を介した党と党員間の合意・契約に基づき再審査手続を適法に履践しなければ、党員の除名は除名権限の濫用・適正手続違反として違法・無効となりうるものというべきである。

したがって、解雇権濫用法理との整合性の観点からも、再審査手続が適法であることが除名処分の効力発生要件となるものというべきである。

（４）除名処分の効力と再審査の求めとの関係

さらに、再審査手続の適法性が除名処分の効力発生要件となることと、除

名処分を受けた者の再審査の求めとの関係について述べる。

規約は、除名された黨員にのみ再審査に係る手続的権利を保障しており、株式会社でいえば株主総会に相当する「党大会」という「党の最高機関」（規約 19 条）において被除名者の防御の機会を付与している。つまり、規律違反の処分のうち、除名処分は、支部等の機関による決定通知のみをもって完結させていないのである。これを法的に言えば、支部等による除名処分の決定（規約 50 条）は、次の党大会までに再審査の求め（規約 55 条）がなされることを解除条件としているものと解され、かかる再審査の求めがあった場合には、適法な再審査手続が履践され、かつ同手続で実体的な違法事由につき実質的な審査がされた上で適法に党大会の承認がなされたといえるときになって初めて当該除名処分の効力が完全に確定するということになる。

つまり、法的に有効な除名処分は、支部等による適法な処分と、それに続く適法な再審査手続あるいはその手続的権利の不行使による手続の終了とが揃って初めて完成するものであって、これは、判決の言渡しがされたが上訴期間が経過していない段階では当該判決の効力が確定しないことと同様なのである。

2 規約の定める再審査と行政不服審査法上の審査請求との差異

次に、被告の規約における再審査と、行政不服審査法の再審査とでは、処分に「公定力」があるか否かという違いがあり、この点も上記 1 の原告の主張を裏付けるものといえる。

すなわち、行政処分（行政行為）については、一般に、公定力という特別の効力が認められるものと解されている。公定力につき、判例（最判昭和 30 年 12 月 26 日民集 9 卷 14 号 2070 頁）は、「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべ

き場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有する」としていることから、行政処分は、重大かつ明白な瑕疵という無効事由が認められるものでない限り、国家機関（行政機関・裁判所）が適法に取り消さなければ有効なものと取り扱われるものとされている。

国家公務員や地方公務員に対する懲戒解雇処分（行政処分）を行政不服審査法における審査請求（同法2条）で争う場合（国家公務員法90条1項、地方公務員法49条の2第1項）には、同処分に公定力が生じることから、審査請求という不服申立てをしただけでは同処分の効力は停止せず（行政不服審査法25条1項、執行不停止原則）、認容裁決（同法46条）を得て同処分が取り消されない限り、同処分は有効なものと取り扱われる。このように、公務員の懲戒解雇処分の場合には、公定力によりいったんは行政処分の効力が完全に生じることになることから、審査請求手続が適法であることは同処分の効力発生要件それ自体にはならない。

これに対し、規約における規律違反の処分としての除名処分の場合には、上記のような公定力は生じないことから、同処分の効力は規約（契約）の解釈によることになり、前述したとおり、再審査の求めがあり、再審査手続が適法になされていない場合には、除名処分の効力が完全に生じるということにはならない。

3 規約の定める再審査と行政事件訴訟法上の裁決取消訴訟との差異

さらに、被告の規約における再審査の手続と、行政事件訴訟法上の裁決取消訴訟の手続とを比較してみても、上記2と同様に処分に「公定力」があるか否かという違いがあるほか、後者の手続には以下に述べる原処分主義が法定されていることなどから、この点も上記1の原告の主張を裏付けるものいえる。

行政事件訴訟法3条3項に定める裁決取消訴訟は、行政庁の処分等（同法3条2項、原処分）を対象とするものではなく、行政処分的一种である裁決（行

政不服審査法 44 条以下) を対象とし、その取消しを求める訴訟である。行政事件訴訟法は、行政不服申立てと取消訴訟という手続のいわば交通整理をするために、処分取消訴訟と裁決取消訴訟を区分して規定しており、裁決取消訴訟では原処分の瑕疵を争うことはできず、裁決固有の瑕疵のみ争うことができるとしている(同法 10 条 2 項、原処分主義)。また、これらの訴訟の対象も行政処分であるから、上記 2 と同様、公定力が生じる。したがって、行政事件訴訟においても、処分取消訴訟・裁決取消訴訟が提起されただけでは、処分の効力は停止せず(同法 25 条 1 項、執行不停止原則)、公定力によりいったんは行政処分の効力が完全に生じることになることから、裁決手続が適法であることは原処分の効力発生要件それ自体にはならない。

これに対し、規約における規律違反の処分としての除名処分の場合には、上記のような公定力は生じず、規約には上記のような原処分主義に関する規定等も存在しないことから、やはり同処分の効力は規約(契約)の解釈によることになり、前述したとおり、再審査手続が適法になされていない場合には、除名処分の効力が完全に生じるということにはならない。

4 小括

以上より、除名処分の再審査手続の重大な違法性は、除名処分の決定の違法・無効を導くものといえるから、本件除名処分は違法・無効である。

第 2 再審査手続(規約 55 条後段)の違法性に関する主張の補充

除名処分の再審査手続の重大な違法性については、原告第 10 準備書面等で述べたとおりであるが、以下、若干の補充をする。

1 再審査のための会議を開いていたとしても最大で 105 分しかない

被告準備書面(2) 13 頁・第 2 の 4「再審査に係る手続について」によると、第 29 回党大会の 1 日目の冒頭に大会幹部団が選出されている。また、

『再審査請求書』を党大会として受理し、大会幹部団として審査することを決定した」のは、２日目とされている。その上で、「同日〔原告訴訟代理人ら注：２日目のこと〕、大会幹部団は、大会幹部団全員に『再審査請求書』を配布し、大会幹部団会議において時間をかけ、慎重に審査した結果、本件除名処分は党規約に基づいて適正に行われており、『再審査請求書』での原告の主張は、除名処分の理由を覆すものではないことを確認し、そのことを踏まえて再審査『請求』を却下するとの決定を行った。」（被告準備書面（２）１４頁）。

つまり、原告の再審査については、大会２日目に大会幹部団が実施することが決まり、その日のうちに、つまりわずか１日で決定が行われたということになる。しかも、被告が公表した「大会日誌」（甲３８）によると、大会２日目の議事は１０時００分に始まり、１７時１２分には大会幹部団から代議員に対して再審査の報告がされている。そうすると、「再審査請求書」が大会幹部団に１０時００分丁度に配布されたとしても、再審査の決定までには約７時間しかなかったということになり、加えて、同じ「大会日誌」によると、休憩時間はお昼頃に昼食を兼ねて７４分、午後に３１分、合計で１０５分しかない。

以上のことから、大会幹部団が、仮に原告の本件除名処分の再審査のための会議を開いていたとしても、最大で１０５分しかないのであるから、大会幹部団が、原告の再審査請求書等を読み、その上で、「時間をかけ、慎重に審査した」（被告準備書面（２）１４頁）などとは到底いえないのである。

２ 大会議事を進行させつつ再審査請求書を読み審査することはできない

原告の再審査請求書は、前記第１の１（１）のとおり、第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部及び第Ⅳ部に分かれている。第Ⅰ部は７万６０００字で書記局への手紙を含めると合計約８万字あり、第Ⅱ部は約１２万字、第Ⅲ部と第Ⅳ部はそれぞれ２千字程度であるが、いずれにせよ、合計で２０万字を超え、本にすると２冊分ある。

このことから、どのような者であっても105分で読める分量ではない。なお、大会幹部団が、大会議事の7時間の間に内職をして読んだこともおよそ考えられないし、また、休憩時間以外に時間をとったということも考えられない。なぜなら、「大会日誌」では、大会で設置された別の委員会である資格審査委員会、役員選考委員会については、何日目の何時から会議を開いたことが書かれているが、大会幹部団だけはそのような記載がないからである。ゆえに、一度も会議を開かないまま、原告の再審査を却下したことさえ考えられるということになる。

3 小括

以上より、本件除名処分の再審査については、大会幹部団が「時間をかけ、慎重に審査した」ものではなく、重大な違法性のあるものといえる。

以 上